

名古屋市達第13号

健康福祉局
厚生院

名古屋市厚生院処務規程（昭和28年名古屋市達第29号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
第 1 条 名古屋市厚生院（以下「厚生院」という。）は、健康福祉局生活福祉部に属し、厚生院の管理及び運営に関する業務をつかさどる。	第 1 条 名古屋市厚生院（以下「厚生院」という。）は、健康福祉局高齢福祉部に属し、厚生院の管理及び運営に関する業務をつかさどる。
第 3 条 厚生院に院務を処理するため、次の組織を置く。 管 理 課 （略） 課 長 補 佐（介護統括） 課 長 補 佐（介護） <u>(3)</u> （略）	第 3 条 厚生院に院務を処理するため、次の組織を置く。 管 理 課 （略） 課 長 補 佐（介護） <u>(2)</u> （略）
2 厚生院の分掌事務は、次のとおりとする。 管 理 課 （1）～（6） （略） （7） <u>特別養護老人ホームの入退所等</u> に係る相談及び調整に関すること。 （8） （略） （9）入所者の生活相談 <u>及び生活指導</u> に関すること。 （10） （略） （11）入所者 <u>（特別養護老人ホームに限</u>	2 厚生院の分掌事務は、次のとおりとする。 管 理 課 （1）～（6） （略） （7）入退所等に係る相談及び調整に関すること。 （8） （略） （9）入所者の生活相談に関すること。 （10） （略） （11）入所者の介護サービス計画に關す

<u>る。)</u>の介護サービス計画に関するこ と。 (12)～(20) (略) <u>(21) 局長が指定する居室に入所する入 所者の介護に関すること。</u> (略) 3 (略) 第4条 <u>厚生院に次長を置く。</u> <u>2</u> (略) <u>3 次長は、院長を補佐するとともに、そ の命を受けて所掌事務を掌理し、所属職 員を指揮監督する。</u> <u>4 第2項に規定する者及び課長補佐は、 上司の命を受けて所掌事務を掌理し、所 属職員を指揮監督する。</u> <u>5</u> (略) 第6条 院長は、毎月5日及び毎年1月末 日までにそれぞれその前月分及び前年分 の事業成績を<u>生活福祉部長</u>に報告しなけ ればならない。	ること。 (12)～(20) (略) (略) 3 (略) 第4条 (略) <u>2 前項に規定する者及び課長補佐は、上 司の命を受けて所掌事務を掌理し、所属 職員を指揮監督する。</u> <u>3</u> (略) 第6条 院長は、毎月5日及び毎年1月末 日までにそれぞれその前月分及び前年分 の事業成績を<u>高齢福祉部長</u>に報告しなけ ればならない。
--	---

附 則

この達は、令和7年4月1日から施行する。